

平成 19 年度第 8 回丸子地域協議会会議録

日時 平成 19 年 11 月 7 日 午後 1 時 30 分から午後 3 時 19 分まで

会場 丸子地域自治センター4 階講堂

出席委員（17 名）

阿原孝之委員、生田淳一委員、石子美奈委員、浦芳照委員、片桐久委員、倉石史子委員、齋藤繁子委員、桜井照夫委員、笹沢暁委員、砂子守委員、高山静江委員、武井純雄委員、土屋猶子委員、中西国子委員、中村貢委員、成澤みつ子委員、樋沢良一委員

欠席委員（3 名）

櫻井誠委員、成澤啓輔委員、柳原幸生委員

市側出席者

佐藤丸子自治センター次長兼地域振興課長、柳澤市民生活課長、依田課長補佐兼廃棄物対策係長、市川生活環境担当係長、都市計画課・樋沢課長補佐兼都市計画担当係長、小相沢課長補佐兼都市計画担当係長、児玉主任、地域振興課・中村主査、澤山主事

1 開会（佐藤丸子自治センター次長）

配付資料の確認。

欠席委員の報告。

前回第 7 回丸子地域協議会会議録の訂正。7 ページ「カネボウ跡地が現在住居地域になっていますので…」の「住居地域」を「準工業」に訂正。

2 会長あいさつ（片桐会長）

皆さん大変ご苦労様でございます。都市計画マスタープランの策定ということで 11 月に 2 度の会議をお願いしているわけですが、ご理解をいただきご協力を願います。前回まで「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について 4 回会議を重ねていますが、本日事務局でまとめていただきましたものを再度皆さんで検討していただきまして、予算編成時期でもございますので、提言できる段階になればと思います。皆さんが作っていただきました案ですが、これは振興計画、都市マスタープランにもかかっています「依田川、内村川の水辺周辺の環境整備によりウォーキングロードや親水公園など健康づくりや憩いの場を創出する」という項目にも当てはまるものですから、きっと提言すれば採用していただけるのではないかと考えているところです。本日は都市マスタープランについて再度会議がございました。丸子地域の地域別構想ですから、あまり細かいところまで踏み込まないで議論していただけたらと思います。

3 報告事項

（1）地域予算について

片桐会長 報告事項に入ります。まず最初に「地域予算」について、佐藤課長お願いいたします。

地域振興課・佐藤課長 資料 1「上田市地域振興事業基金の活用方針(案)」をご

覧いただきたいと思います。前回フローチャートで図式したものにに基づき説明させていただきます。これを箇条方式でまとめてあります。まだ案ですが、平成20年度の予算編成に向けて、並行して検討が進められるということで、まだ成案にはなっておりませんが、こういった方針でやっていくという大まかな方向が決まっているということです。正式には市長の決裁をいただいて、これを方針として決定するわけですのでご理解いただきたいと思います。第1の「総則」で上田市積立基金条例に基づいて地域振興事業基金についての決まりが書いてあります。大きく言いますと、この基金は2つの目的を持って作られています。その一つは、合併前の旧市町村において造成した基金(以下「持寄基金」)です。旧丸子町のときに持っていた基金を合併によって持ち寄っている、それを持寄基金という言い方をしています。それから、合併後、合併特例債に基づき平成18年度と平成19年度に基金の積立てを行いました。これを「新市造成分基金」という言い方をしています。36億5千4百万円基金が出来ています。従いまして、持寄分基金と新市造成分基金と2つの基金を使い分けて説明していきます。持寄分基金は、市全体で12億9千万円、そのうち丸子分について4億9千万あります。次に第2の「基金の管理」です。持寄基金分、新市造成分基金につきまして、まちづくり協働課で一括して管理していくということになっています。そして、その基金を活かした安全有利な運用についても、一括してまちづくり協働課で行っていくという内容で検討をしてきています。持寄基金分について利息とか運用差額が出ますが、それについては地域ごとにそれぞれの基金の上乗せになっていきます。基金の活用については、持寄分基金と新市造成分基金を、1と2に分けて書いてありますのでご覧ください。1番目の持寄分基金については「基金の運用に伴う利子収入、運用差益及び基金の取り崩し金をもって活用する」ことになっています。基金の取り崩し分については、各地域におけるソフト事業及びハード事業の予算の財源に充当できるものとするという規定です。2番目の新市造成分基金では「利子収入をもって事業に充てていく」ということで、当分の間、基金の取崩しは行わないと決めています。具体的にどのような事業に該当していくかということについて、第5基金の活用による該当事業等は次のとおりと書いてあります。1番の持寄分基金については、「合併前の地域の実情に鑑み各地域の振興事業や地域内分権の推進に関する事業予算の財源に充当できるものとする」という規定です。持寄基金の使い方ですが、例えば地域の実情に鑑みということで、合併によって各地域で持っていた制度等を統廃合したわけですが、そのことによって著しく不均一あるいは不均衡が生じる場合について、激変緩和措置として基金を使うことはいいんですよ。それから、各地域の振興事業や地域内分権の推進に関する事業ということで、地域の特性を高めるということについても、独自のイベントとか、地域的な課題を解決する資金、この協議会からの意見、提案に基づいて行っていく事業等について基金を使っていったらどうかということで設定されているものです。2番の新市造成分基金では、これは利子分をもって事業に充てていく、いわゆる果実運用です。新市の一体感の醸成に資するための事業、次のページにいきまして、地域の特色ある地域振興に関する事業というような位置づけになっています。丸子地域で現在行っています住民提案型事業に変わる新市で統一した事業「(仮称)わがまち元気いっぱい事業」に充当して、新市全体で地域の特性を高める事業展開していただいたらどうかということです。(1)の中にそれぞれ細かくアからエまで想定される事業等について記載され

ていますし、地域振興事業についても、次のほうに書かれているところであります。地域分権を特色づけるあるいは一体性を掲げる事業について、新市造成分の果実運用部分については活用していきたいというものです。これが成案となって新年度予算を編成する過程の中で、議会で地域予算という形で認定いただくわけですけれども、実際にそれを執行していくうえにおいては、例えば先ほどの新市造成分基金の中で行います「わがまち元気いっぱい事業」について、住民の皆さんから提案あった場合、採択していくのかどうか、そういった検討・審査等をこの協議会の場所をお願いしたらどうかという方向が示されているところでございます。地域振興事業基金の活用方針について、案に基づいて説明させていただきましたけれども、以上です。

片桐会長 ただ今の説明で、何か聞きたいことがございましたら。

(2) 丸子地域における「燃やせないごみ3分別」モデル事業の実施について

片桐会長 続きまして、丸子地域における「燃やせないごみ3分別」モデル事業の実施について、市民生活課・柳沢課長報告をお願いします。

市民生活課・柳沢課長 ごみの排出方法の統一につきまして平成19年6月14日上田市廃棄物処理審議会からの答申を踏まえ、市民負担の公平化や統一的なごみの減量化、及び再資源化を進めるため、平成20年4月1日から統一するということで進んでまいりました。本年6月27日に開催された第3回丸子地域協議会におきまして、ごみの問題を報告させていただいたわけですが、その際皆様方から貴重なご意見をいただくことができました。「環境面で良い方向での答申なのかどうか」、「不燃ごみは全部一緒に出すのか」、「数の少ない資源物回収所にビンやカンを出すのは高齢者には困難ではないのか」、「廃棄物審議会の考え方は環境問題に逆行している」等具体的な意見を出していただきました。その後、まちづくり懇談会、丸子・武石議員団連絡協議会を2回、また8月10日には臨時の区長会を開催していただきごみ問題を検討していただきました。本庁より現場でごみ問題を直接担当してくださっている区長さんのご意見をまとめたらいかか！というご指示があり、アンケートを取ってみました。不燃物について上田地域の方式が良いという回答が4区で16%、どちらでも良いというのが1区で4%、いや現在の丸子地域の三分別方式がよろしいですよという区長さんが80%、どちらでも良いを足しますと84%という結果で、「分ければ資源、混ぜればごみ」という理論に基づいて丸子地域は地域性を尊重しこの環境にやさしい方法を進めてまいりましょうという方針となりました。それから連絡調整会議等で丸子地域「燃やせないごみ3分別」モデル事業という形に調整させていただき第8回の地域協議会へ報告できる形となりました。10月30日の部長会で機関決定をいたしました。それが皆さんの手元にございます資料2です。「丸子地域『燃やせないごみ3分別』モデル事業について」と書いてあります。上田市全体としたしましては、答申どおりの方法で機関決定がされております。本当に地域協議会の皆様、議会の皆様、区長会の皆様、婦人団体の皆様などが協力をして、環境に良い方向に進んでいこうということで力を合わせれば、こういった形で目的が達成できるんだと、感謝をしているところでございます。上田・真田・武石地域は、3つの不燃物を混合して一緒に出して業者が分別するという方法をとっておりますけれども、丸子地域は、現在までの3分別を継続した排出です。したがってモデル事業ということで進めることになりました。丸子地域としましては、

今までと形態が異なる事もあります。廃プラスチックにおいては、今回、容器包装プラスチックと、その他のプラスチックという形で分けていただきます。これは一つ分別が増えたわけであります。細かく分ければ分けるほど、最終処分場へ埋め立てる残さの量は減りますし、環境にやさしく資源化が進みます。では丸子地域では、モデル事業として、燃やせないごみの3分別方式。どういう形でやるかということ、目的は、「燃やせないごみの再資源化の検証」。それから「処理経費の検証」それから「処理残さの発生状況の検証」。等を行います。それじゃどうやって分別及び排出するんだということですが、不燃物は赤い袋になりますけれども、その袋を利用いたしまして、ガラスとか金物とか、それからプラスチックとか書いてもらいます。それで指定された排出日に出してもらおう。「ガラスと陶磁器類」「金物類」また容器包装とならない「不適合プラスチック」等定められた日に出していただくわけです。平成12年10月から丸子地域におきましては現在の分別を行ってまいりましたが、その方法を継承して、この燃やせないごみ用の統一指定袋を利用して、3種類の袋として活用しごみ集積所へ出していただくということで決定しました。それ以外にもビンと缶の状況でございますけれども、丸子地域においては、ごみ集積所をビンと缶の資源物の集積所と定めることによって、ごみ集積所へ排出が可能な形になっております。ただ若干変わりましたことは、今まで缶を排出するときは、袋で排出をいたしました。ところがどうしても新市ではネット回収でなければいけないということで、ネット用Vスタンドを広げ、網・ネットをかけて、そこへ缶を入れていただく、本当に手がかかるような形にはなりませんけれども、ご協力をお願いしたい。また、ネット回収の期間ですけれども、今まで丸子地域は、2週間に一度ずつ缶・びん等集めてまいりました。それが1か月に一度の収集になりますので、倍の量の缶が一度に集まるといような形になり心配をしております。また市民の皆様には、いろいろな形でご苦勞をいただきたいと思いますけれども、地域のも皆様からの2つの要望が叶いましたので、ぜひ良い形でモデル事業として、成功しますように皆様はじめ多くの市民の皆様のご協力をお願いしたいと思います。また、環境の保全を考えるとこの丸子地域のモデル事業が、全市に広がりますことを望んでいるわけでございます。皆様と協働の力を合わせて成功させていただければ幸いです。皆様には大変にご心配をおかけしましたけれども、ごみ問題がここまでまいりましたので、ご報告をさせていただきました。どうもありがとうございました。

(委員から拍手あり)

4 会議事項

(1) 都市計画マスタープラン「地域別構想の主要項目」の検討について

片桐会長 それでは会議事項に入ります。(1)都市計画マスタープラン「地域別構想の主要項目」の検討について、都市計画係で進行も含めお願いいたします。都市計画係・小相沢係長 本日は、都市計画マスタープランの地域別構想につきまして貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございます。先月の協議会のほうでは、都市計画マスタープランや地域別構想につきまして説明をさせていただきました。本日は第2回目としまして具体的に地域別構想の中に載せていく項目とか、何が大切かとかを協議していただければありがたいと思います。前回にお願いしました地域協議会の皆さんからのご意見につきましては、8名の委員さんから貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございました。いただ

いたご意見につきましては集計させていただきまして、本日皆さんのお手元のほうに置かせていただいております。それにつきましては、この後、担当のほうから説明させていただきましますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、なるべくこのような貴重な意見につきましては、地域別構想の中へ反映していきたくて思ひます。本日皆様に協議を願ひする内容につきまして2点ござひます。まず1点目としましては、前回資料として市から提出させていただきましました、まちづくり方針等資料、それから今回いただきました意見の集約したもの、その中から地域別構想の中へどのようなものを載せていくのか。その議論をしていただくのが1点ござひます。これにつきましては今日改めて意見を出していただいても結構ですから、そのようなことで、意見をいただきたくて思ひます。2点目としましては、この地域の課題や方針の中で、何と何が大事なのか皆さんで話し合っただきまして、地域の特色とか特徴を今後重点的に考えていきたくて、そのような項目を選んでいただきまして、地域別構想を丸子地域で一番大事な部分を中心に地域別構想が描ければ、また違った地域の特色を出した地域別構想ができるのかなと思ひます。具体的な例としましては、依田川に堤防道路とかいろいろな構想がありますけれど、依田川の河川空間をテーマにしたまちづくりとか、そのようななにか特色を持ったものができればいいなと思ひます。今日の会議の内容を参考にしまして地域別構想を策定してまいりますので、皆さんによりよくご協力を願ひしたいと思ひます。具体的に、まず第一番の地域別構想へ載せていく意見についてですが、3点ほど事前に皆さんに願ひ等がござひます。前回の都市マスの中の方針、また今日いただいたご意見、それらにつきましては、新しい視点を持ちながら記載していきたくてというのが1点ござひます。それから多くの意見がござひますので、それを全部載せるというのは大変紙面の関係もあつて大変ですので、同じような意見についてはある程度まとめさせてもらつて、方針に載せていきたくてそれが2点目ござひます。それからいろいろな意見の中で将来的にあまり実現の可能性のない事業につきましては、事業名等は省かせて、除かせていただきたくてということでござひます。逆に可能性のあるような事業につきましては、庁内で協議しまして、極力事業名等具体的なものを載せながら具体的な計画としていきたくてそういうようなことでござひます。以上、意見の集約につきまして、説明させていただきましました。それでは、皆様からいただきました意見につきまして、担当の児玉主任のほうから簡単に説明させてもらひます。よろしく願ひします。

児玉主任 本日お配りしました地域別構想の検討(第2回)についてという資料があるかと思ひますが、こちらを1枚まくつていただくと皆さんからいただきましたご意見がまとまっているものになります。これにつきましては、簡単にご説明をさせていただきたくて思ひます。よろしく願ひいたします。こちらの資料1のほうでは、いただきましたご意見を書き出させていただいたものになってまして、ここにありまますご意見は、ある程度分類して分けてまとめてあります。これにつきまして、都市マスタープランではどういう形でどういう表現を使って掲載するかはこれから検討することになるんですけども、ひとまずこの分類ごとにご意見の内容をまとめるとするとこういった表現になるのかなというものを追加して載せさせていただいております。簡単に内容のほうをご説明をさせていただきます。まず1ページになりますが、こちらでは「土地利用の誘導について」ということでのご意見をまとめてあります。その中の意見という欄を見ていただきたいんです

が、まず1点目<自然環境との調和>ということで3点ほどご意見をいただいています。まず一番初めなんです、「自然環境と共生した土地利用」ということですとか、「自然破壊につながる開発はやめて欲しい」というご意見と、あと「自然のなかの住宅地の整備によって人口減少の対策をしたらどうか」というご意見をいただいています。この3つの意見をまとめて表現するとするとこの太字の部分なんですけれども、例えば「自然環境を大切にす観点から、土地利用の規制・誘導を検討する」という言い方にできるのかということでここで書かせていただいています。続いて<丸子中心市街地の機能充実>ということでのご意見があります。ここでは例えば概要的に紹介させていただきますが、まず「街中に居住する事を誘導する施策が必要」ということですとか「街中での専用自転車道路の設置、駐輪場の整備、空き地への広葉樹木の植樹」という環境の観点も含めまして、将来に向けての土地利用を誘導していったらどうか」というご意見をいただいています。これについては太字の部分になりますけれども、「中心市街地では、居住や交流の場として快適な生活環境の形成の促進を検討する」というような言い方にまとめることができるかなと思います。2ページをご覧ください。変わりました、ここでは道路・交通の整備について、ということでご意見をまとめています。まず一番初めに「歩道等の整備」ということで、いくつかご意見をいただいています。この中では「町全体を通しての流れを考慮してほしい。特に自転車での日常的・広域的移動ができるようにしてほしい」というご意見と、あと「国道152号の歩道整備」とあと「自転車が安全に通行できるような道路ですとか歩道の整備。」あと「駐輪スペースや街灯」、「電柱等の地中化」というご意見もいただいています。これも太字の部分になりますが、まとめた形とさせていただきますと、「歩行者や自転車の通行の安全性確保のため、自歩道整備等の道路環境の改善を検討する」というようなまとめ方ができていると思っています。続いて<交差点の改良>ということでのご意見になります。こちらでは「国道152号の東郷橋交差点に対しての右折レーンの設置」というご意見でした。これも表現を変えさせていただきますと、「円滑に移動できる道路とするために国道152号等の主要道路における交差点改良の促進を検討する」という言い方が出来るかなと思います。続きまして<トンネル>ということでのご意見です。こちらでは「平井寺と三才山トンネルの早期無料化」ということでのご意見をいただいています。こちらにつきましても、「そういったトンネルの早期の無料化実現を検討する」という言い方になると思います。続いて<公共交通の充実>ということで、こちらでは特に車を持たない人ですとか、高齢者の足としての対策、充実、そういったご意見ですとか、あとバスの充実、こういったことのご意見になります。これについては、まとめさせていただきますと「交通弱者の移動手段を確保するため、バスなど公共交通の充実を検討する」という言い方になるかなと思います。それと資料にはないんですけども、追加としまして、「小牧線の整備」ということでご意見もいただいています。では3ページを続けてご覧いただきたいと思っています。3ページでは、自然環境の保全と活用について、景観の形成方針についてご意見をまとめています。まず自然環境の保全・活用についてということで、<文化財の保全>ということで、ここでは延命地藏堂の周辺の保全ということでご意見をいただいています。こちらでは、例えばその一つということも含めて丸子地域全体という意味も含めまして「歴史ですとか文化的な地域資源の保全を検討する」ということで表現できるかなと考えています。続いて<自然環

境の保全>ということで、こちらでは「依田川沿いのアカシア等の除去」ですとか「遊休荒廃農地の活用」ですとか、それに対する保全策、そういったことに対してのご意見をいただいています。こちらもまとめさせていただくと太字になりますけれども「河川や農地などの自然環境の保全を検討。なおかつ遊休荒廃農地については、農地として活用しながら地域の特性を活かしながらということになるかと思いますが保全を検討する」といった表現ができるかなと思います。そのほかとしまして、「部分的な保全・活用だけではなくて、いくつか波及していく関連付けといったことも必要なのではないか」といった視点のご意見をいただいています。続いて中ほどになります景観の形成方針についてということですが、<自然の景観>ということで、「依田川の河川敷内の樹木なんかを撤去して景観の保全を形成したらどうか」ということですか、あと里山の景観の保持そういったことについてということと、あと田園風景の保全、あと道路沿いの電柱の地中化ですとか、目線の景色の観点ですね、あと木製ガードレールについて、そういったご意見を具体的にいただいています。これについては一言で言うしまうと「河川ですとか里山、田園などの自然や歴史を残す景観の保全を検討する」というような言い方になるんですが、都市マスタープランではいろんな具体的な場所なんかも入れながら入れていけば非常に良い方針になるのかなと考えています。続いて4ページになります。4ページではまず防災に関する整備についてということで、1点目まず<水害対策>ということで、こちらでは「矢之沢川」ですとか「依田川の改修について」といったご意見です。こちらでは、太字になりますが「水害対策として、依田川や矢之沢川など内村川なんかも入ると思います。こういった河川などの安全化、河川整備になるかと思いますが、そういったことを検討する」といった言い方ができるかと思っています。それと<土砂災害対策>として、ここでは長瀬・塩川地区の急傾斜地の保全ということで、ご意見をいただいています。こちらでも例えばこういった場所ということに限らずということで「急傾斜地における土砂災害を防ぐための対策を検討する」といった言い方に出来るかなと思っています。もう一つ<耐震化など防災対策>ということで、ここでは耐震対策の現状の把握ですとか、その対策、あとは防災計画マップそういったものの作成といったご意見をいただきました。こちらもまとめさせていただくと「住宅等の耐震化対策の推進を検討。あと地域における防災体制の充実を検討する」といったことになるかと思いますが。続いて住環境の保全・誘導についてということでご意見をいただいています。まず<高齢化への対応>ということで、こちらは高齢者世帯等への除雪ですとかごみ出し補助のシステム化」といった意見をいただいています。これは「高齢化に対応した生活支援の充実を検討する」という言い方になるんですが、これにつきましては都市計画だけではカバーしきれないという面も当然ありますので、例えば「誰もが暮らしやすい住環境の形成」ですとか「より良い環境の形成」ですとか、そういったところにも意味あいとして含めていくことができるのかなと考えております。もう1点なんですが<団地の設備改善>ということで、これは「水押団地内の排水設備の改良(地盤沈下)」ということでご意見をいただいています。これについては、「団地内の老朽化した設備の改善対策を検討する」ということにはなりますが、これも先ほどと同じく、なかなか個別の場所の排水設備のことは都市マスタープランで協議しきれない部分もありますしカバーしきれない部分もあるんですが、「良好な住環境の形成」といったところに意味合いとして含めていくことで対応できるのかなと

考えております。それと<自然との共生>ということで、こちらではそういった「自然との共生を特色とした住宅地づくり」はどうかというご意見です。こちらも表現を直させていただくとすると「豊かな自然環境と調和する居住空間の誘導を検討する」こういった言い方ができるかなと思います。もう1点なのですが、<道路騒音の改善>ということで、こちらでは「国道152号、254号の交通量ですとか、騒音を抑えることで住環境の改善を図れるかどうか」といったご意見でした。こちらでは太字になりますけれども、特に大型車が多く通行する国道254号になると思うんですが、「道路交通の改善による良好な住環境の創出」そういった表現になるかなと思います。最後は5ページをご覧くださいと思います。こちらでは今度、公共公益施設の整備についてということでご意見をいただいています。まず<公園等の整備>ということで、こちらではまず「荒廃地等の利用として実際には使いにくい所に憩いの場を作っても意味はないのではないか」といったご意見がありました。あと「西組児童公園の整備」についてご意見をいただきました。これについてまとめさせていただくと、「適切な公園の配置を検討しながら、身近な憩いの場となるよう公園等の整備を検討する」といった言い方が出来るかなと思います。そしてもう一つ<拠点施設の連携>ということで、こちらでは「温泉地、観光拠点施設の整備、充実」「カネボウ跡地等地域資源の連携と、整合性を持った計画の促進」あともう1点資料にはないんですが追加として「地域の活動の拠点として長瀬市民センターの施設整備」といったご意見もいただいております。このような地域資源の活用ということでも、まとめることができるかなと考えております。最後になります。その他というところで、<地籍調査の推進>ということでご意見をいただいています。こちらでも非常に大切な意見になるかと思いますが、都市計画ではなかなか地籍調査までの方針というのは出しづらいものがありまして、こちらについては担当課のほうにお伝えさせていただきたいなと思っております。そして2点目<住民合意形成>ということでもご意見をいただいています。こちらでは「住民の合意というのをどのように取るか」ということでその方法についてご意見をいただいています。これにつきましては、市全体に関係するご意見になるかと思っております。ですので、都市マスタープランの実現化の方策ということになるわけですが、そういったところにも含められれば、こういったところにもまとめていきたいなと考えています。3番目になります。<出産・子育て環境の充実>ということで、こちらはパースセンター(助産院)の設立とその安全確保に向けた医療環境の設備といったことについてご意見をいただきました。医療体制についても非常に重要な観点かと思っておりますけれども、都市計画だけではなかなかカバーしきれない部分もかなりありますので、例えば医療拠点へのアクセスを向上させる交通網の検討ですとか、そういった部分で都市計画でできることとしてまとめさせていただくことになるのかなと考えております。そのほかとしまして「ほかの地域との連携ですとか整合性についてちょっと不明なところがある」ということと「都市マスタープランの基本姿勢」ということについていくつか情報をいただきたいというご意見をいただいています。こちらにつきましては、また全体計画なんかを進めていながら整合をとっていきなさいと考えてもおります。また皆様からいただきました意見についての概要はこのような格好になっております。またお持ちでしたら前回お配りしました資料2に地域別構想の主要項目ということで(11ページから)土地利用の誘導方針ですとか、道路・交通の整備方針、自然環境の保全・活用方針、景観の形成方針、あと

防災に関する整備方針と、住環境の保全・誘導方針、公共公益施設の整備方針といことでもそれぞれ項目を上げさせていただいております。こういったものの中から、元にしていただきまして、丸子地域でより重要な項目というのはどんなものなのかにつきましてご検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。資料の説明とすれば以上です。よろしくお願ひいたします。

小相沢係長 ただいまは前回皆さんからいただいたご意見を簡単に説明させていただきました。この中で前回私どもがお示しした資料等の中で、合併してからこういう点が足りないじゃないかとか。合併して状況が変わったんでこういう点がいらぬではないかとか、そういう点がございましたらご意見をいただければありがたいと思います。ご質問でも結構ですので、合わせてよろしくお願ひします。

委員 先ほどの説明の中で、地籍調査は担当課でないというお話があったんですが、土地利用の基本は地籍調査から始まると思うんです。これは10年くらい前に国も力を入れて補助を出したりして始まったんですが、何か尻切れトンボみたいになってしまって、これをやる前に地籍調査でがっちり固めて推進するべきだと思います。希望ですが、ぜひ地籍調査の推進を早くやって、これからの公園とか道路だとかを進めて行くことが大事じゃないかという感じがしました。

委員 これは地籍測量の推進ということで私が出したんですが、またまた公民館を作ると言ったら約半年かかりました。なぜかという土地籍測量を完全にやなくて、いろんな土地が入り組んだ形の中で、測量をやって登記関係もやって半年以上かかっているような状況です。それがすべて道路、河川という部分にもすべて波及してしまいます。聞くところによると3年から5年くらいは遅れているというような情報も入っておりますが、早急にぜひとも推進をお願ひしたいと思います。

小相沢係長 わかりました。また都市計画課のほうからも担当課へ伝えますので、地域自治センターのほうからもその旨協議していただければありがたいと思います。その他何かお気づきの点がございませうでしょうか。

委員 分かりやすく太字でまとめていただいておりますけれども、語尾として全部「検討する」という表現ですけれども、これが「促進する」とか「推進する」とか、もうちょっと積極的な言い方ができないだろうかということが1点です。それと住環境等について、丸子地域として重要な点の一つに人口の減少傾向ということがあると思います。それを誘導するために、公営住宅的な住居の促進といった項目は都市計画マスタープランには入れられないのかどうか。それと質問が1点です。今日、都市計画の用途指定に関する資料を付けていただいたわけですが、今丸子地域においてはここにありますようなところだけが用途指定されているということですね。都市計画区域としては、丸子地域は住宅があるところはほとんど全部この周りとか東内、西内地域も全部入っていると思うんですけれども、特に用途指定はないところもあります。前回会議があり私も地元のほうでいろいろ説明した時にいただいた質問が、都市計画区域として指定がされていて都市計画税もとられているわけですけれども、そういう中で用途指定もない状況というのは、どういうメリットがあるんだろう。と言われて答えられなかったんですが、そのへんに関して教えてください。

小相沢係長 最初の表現の話ですけれども、いろいろありまして図るとするのがいいのか検討するというのがいいのかいろいろ表現があって、検討していると

ころですから、これにつきましては最終的に考えさせてください。住居について公営住宅の促進、要するに居住人口を増やしたらどうかという施策を盛り込むべきじゃないかとそういうような意見です。公営住宅につきましては、丸子地域ではかなり旧丸子町では町営住宅等の整備はしてきておりまして、ほとんど古い住宅団地等は町営住宅は建替えが済んでいるような状況だと思います。あとは県営がクリアできればそれが課題だと思っています。委員からおっしゃられましたように、まずはこの前話しましたコンパクトシティ的な考え方でいきますと、丸子地域の中心市街地の中になるべく大勢の方に住んでもらうというような施策をとる。そのようなことで、集約型都市構造なんていって総合計画にも載せてもらっています。市街地の方からたまたまお聞きした話ですが、上丸子の区の中でも今年小学生入学する子が1人しかいないというような話しも聞きまして、だんだん市街地の外側の農地へ住宅が広がり中心のほうが高齢化したとか、外へ出た若い皆様が戻ってこないとかいろいろな事情があるかなと思っています。大きいテーマの中に先ほど言いましたコンパクトシティ的な考え方がございますもので、なるべく中心の中へ人が集まれるような人口が増えるような施策がこの中でいろいろ地域の特性として表現させていただければと思っています。頂いたご意見ございましたが、1階を店舗にして2階を住宅にしたらどうかとか、そんなような意見をいろいろいただいた中で、都市マスタープランの中へ明記できるような良い案が出ていただければと思いますもんで、そんなような方向でご議論願えればと思います。よろしくお願いします。それから3点目の用途地域の指定の件でございますが、現状はお配りしたような用途指定がされています。前回、都市計画について説明させていただきました。この青い街並みの絵が描いてある資料(都市計画資料1ページ)を前回お配りしたと思うんですけども、ここに都市計画とはどういうものかという説明が説明不足ですいません。この真ん中に四角で「都市計画区域」というのがございまして、さっき生田委員さんが言われたように、丸子地域ではほとんど人の住めるところは都市計画区域になっています。一部西内とか東内とか急な勾配の山とか国有林が除かれているそのような状況です。それで都市計画区域になって、どういう良いところと悪いところがあるかということですけども、まず区域になりますと建築確認申請というのが必要になります。家を建てるときに建築確認申請を提出して頂く制度です。このことによって、家屋の接道条件を満たす為の道路の後退とか地震が来ても壊れない家を建てるかというような確認、街並みの整備、全体としての整備が整うということです。あと、開発行為の許可申請が必要になります。3,000㎡以上の土地の区画を造成したりするときは、市を通して県の許可を受ける必要があります。そうすることによりまして、災害の発生とか無秩序な開発を防止するということが都市計画の中で出来てくるということでございます。あとは道路斜線がありまして、道路の際にあまりぴったしと建てないように道路の反対側から斜めの線を引きまして、この線の範囲は道路に圧迫感を与えるような家を建ててはいけませんと、そんなような規制があります。それとデメリットとしまして、都市計画税の負担がある、そんなようなことが上げられるところです。そういう都市計画区域の中で、それが人が共同して住むために必要だろうなということが都市計画区域の中で決められているルールでございます。さらにその上に問題のある箇所とかテーマをもった箇所につきましては、その下にございますが、土地利用につきましては、用途地域を決めていくこと、特に人口密度の高いところとか、これから発展

性のあるところとかいうのは用途地域を指定しまして、ご覧のような用途を平成12年に指定してあります。その他の都市施設としまして、交通施設とか公園、その他施設として下水道、ごみ処理場、火葬場このような都市計画の都市のいわゆる都市施設というものを整備していく事業の一つであります。都市計画税というのは、都市施設整備のための財源として皆さんからいただいている貴重な財源であります。それからその横にある市街地開発事業でございますが、これは土地地区画整理事業ですとか、市街地再開発事業、上田駅前が都市計画事業としてできる。最後の右側にあります地区計画というのは、この前説明しましたように、比較的狭いエリアの中で、みんながここいう街にしたらいいなと話し合いながら地域のルールを都市計画法の中で決めていくと。例えばこういう道路が一本ほしいとか、こういう公園がほしいとか、家並みはこういう色に統一しましょうとか、簡単に言えばそんなようなことを地域の皆さんに話し合っていたいただきながら決めていくようなルールでございます。都市計画税に限っていいますと、丸子の場合ですと、都市計画税は2億円を若干欠けると思いますが、1億8千万か9千万だと思います。皆さんから都市計画税としていただまして、下水道整備の財源とか、今やっています音楽村の公園整備とか、事業の財源として活用させていただいている状況でございます。

委員 はいありがとうございます。説明できるかわかりませんが、だいたい理解できました。あと都市計画区域というものを、真田地域とか武石地域にも広げていこうという基本方針が上田市としてあるということなんですね。

小相沢係長 まず新市を一体としてとらえる観点でいきますと、真田地域も武石地域も同じ新市に合併し、一体的な都市づくりをする必要があるという観点で、指定していく必要性があると現在のところ考えています。現在、理論的な検討や資料的を整備して地域の皆さんと協議していく予定です。

委員 質問をお願いします。このマスタープランは、概ね20年ごとになりますね。前の丸子のマスタープランは平成12年に作られていますので、だいたい平成30年を目標に作られています。現在上田市の総合計画で基本構想の目標が平成21年、それから基本計画の目標が平成23年ですね。そこに私どもが検討している地域のまちづくり方針が組み込まれようとしている。合併協議会の新市建設計画も入っています。いろんな計画があるわけですが、そうすると丸子町で作ったマスタープランと、今やっているマスタープランと約10年の開きがあるわけです設定の年度が。質問は、このマスタープランというのは何年ごとに見直し、要するにローリングをかけてやっていくのか。それがないと、整合性がいつもとれなくなると思うんです。作ったけれども現状はどんどん変わっていくだろうし。そういうことで、このマスタープランは、何年ごとにローリングをかけて見直しをやっていくのか、そのへんを教えてください。

小相沢係長 マスタープランは今委員さんがおっしゃられたように20年先を一応目標としています。人口推計も20年先を人口推計させてもらってやっています。ただ一般的に20年先ということになりますと、なかなか想像が難しい世界です。5年も経てば世の中が変わっている時代の中で、概ね20年先を見ながら10年先の実現性がありそうな、こうこう街にしたいなどを考えながら計画を作っていくようになっております。ですから10年したら概ね見直しの時期になると思います。

委員 それはルール化されてないわけですか。設定後何年度に見直しをするとか

そういう取り決めというか決めはないんですか。

小相沢係長 一般的にマスタープランの作製の指針を見ますと、そういうような形で書かれています。ただこのマスタープランの中に 10 年後に必ず見直しますよとかそういうことは書いてありません。もしかしたら 9 年後か 8 年後に世の中もっと大きな変化があるかもしれませんし、また新たな合併がもしかしたらあるかもしれませんし。まそういう大きな変化ごとに見直していくような形がとられるんだろうなと思います。それから他の計画とマスタープランの関係なんですけれども、この前も申しましたように、総合計画というのは福祉から子育てについて、特に土木的な部門とか土地利用的な部門、そういうようなものを抜き出しまして、もうちょっと踏み込んで描いていきたいと、それがマスタープランのイメージかなと思っています。年度も先ほど申しましたとおり、20 年後を見据えて概ね 10 年後の実現できるような項目を記載していきたいと考えています。そのようなイメージで考え頂きたいと思っています。

委員 20 年後といってもだいぶいろんな変化があるということで、例えば今回、中心市街地活性化法案が 3 法改正になります。要するに国の方式が変わってくるわけですから、そういうものをどうやって取りいれていくか。今おっしゃられたとおりで、例えば見直しを何年ごとにやるかとか、そういうものを入れていく必要があります。今 10 年という相当変わっています、意識も変わってきますし、それから実情も変わってくると思います。プランに関しても、どの程度の見直しが必要かということも検討して入れていくべきではないかなと私は思うんです。

小相沢係長 また全体構想の中で考えさせていただきますが、そうですね世の中の大きな変化とか合併とかそういう場合には 10 年とか 20 年じゃなくてその都度また新しい計画を作っていくことになると思います。ただマスタープランに記載されていなくては何もできないということではないと思います。今考えられる時点の将来のまちづくりを考えてそれに向かって行こうじゃないかと、それがプランでございます。またその途中で変化がありましたらマスタープランの下に実施計画というのが 3 年のローリングでございますから、そこで柔軟な対応をしていくということになるのかなという気はしています。ですから今考えられる時点で考えていただくような方針でどうかなと思っています。

委員 いえ、ある程度そういうのを決めておかないと、例えば丸子町の 12 年に設定したものが平成 30 年を目標にやっていますけれども、その後何も手が加わっていないわけですよ。そうすると、非常に時間と経費をかけて作ったものが、そのまま放置されてしまうということなんで、今回は基本構想、上田市の総合計画の基本構想にはある程度整合性を持たせてリンクをかけるとか、そういう見方も必要ではないのですか。これでいくと平成 27 年に目標に作っているわけですよ。そうしないと作りっぱなしになってしまいますよ。

小相沢係長 上位計画である総合計画のもちろん基本理念とかそういうものを踏襲し尊重しながら、その下位計画である都市計画マスタープランを作っています。たぶん今おっしゃられたのは、総合計画の目標年度と合わせて見直したらいいかと…。

委員 いや合わせなくていいです。マスタープランには、この変化がありますぐらいのことはやはりうたった方が、項目に入れておかないと、その時期になってまったく何のために作ったかわからなくなるじゃないですか。

小相沢係長 はいわかりました。じゃ全体構想の中でそのところを検討させてい

ただきまして、記載のことについては考えさせていただきます。

委員 これは、この協議会の中で検討すべきことだと思うんですけども、先ほどありました人口対策に関する部分ですが、おっしゃるようにコンパクトシティということで市街地への集中ということもあると思うんですが、やはり丸子地域の特色と、これからの方向性というのを重点的に考えた場合に、Ｉターン、Ｕターンを含めた人々がここへ住みたくなるような特色ある地域を作っていかなないと、丸子地域は本当に大変なことになるなということを考えています。そのうえで公営住宅の建替えですとか、市街地における施策というのももちろん大切ですけども、離れた地域におきまして、今新聞でも限界集落というような表現で問題になっておりますけれども、自然の地域を乱開発して住んでいくという傾向よりも、今ある集落が無くなっていくという、自然化していくというかですね放置されていくという傾向のほうが強い中で、やはり丸子地域の特色としては、Ｉターン、Ｕターンを誘導できるような環境を作るべきではないかとそういうことを一つの特色として意識すべきではないかと考えるんですね。Ｕターンの場合はここで生まれて住宅環境の整備だとか、がされて戻ってこようかとかあるかもしれませんが、Ｉターンを考えた場合、例えば都会出身の方がこういった丸子地域みたいなところへ帰ってみたい、住んでみたいなということを誘導するためには、特色ある自然に近い地域の住宅環境の整備というのが大事になります。それから長野県でも勧めておりますような農業就労の方々を誘導するという点におきまして、一番問題になるのがやっぱり住む場所なんですね。農業の里親制度のような形で教えてもらうのはいいんだけど、自分はどこへ住めばいいんだというのが非常に問題になっていて、それが進まないという現状を私も伺っています。そういうことも考えながら、この地域としてやっぱり特色を出していく中で、人が入って来るためにはそういう自然の中での農業就労なんかも含めた自然に近いところでの魅力ある住宅環境というのもとても大事になってくると考えます。コンパクトシティという考え方で公共施設、図書館ですとかこういった建物を集約的に置いてという考え方は効率的に良くわかりますけれども、この地域の特色をいかにそういう方向で住宅施設、この文書の中にＩターン、Ｕターンを誘導するような自然環境と接した住宅空間ですとかいった表現を入れていってもいいんじゃないかと思うくらいなんですけど私は、そういう方向性を考えたほうがいいんじゃないかと考えるんですが、皆さんどうお考えになるのか伺ってみたいと思います。

小相沢係長 限界集落的な地域の空き家対策にもつながるからそういった意味も含めてということですか。

委員 そうですね。そういったものをマスタープランの中へ盛り込む対象なのかどうかはよくわかりませんが、特にこの地域においてはそういうことを大事に考えていただけたらありがたいと思います。

小相沢係長 はい、ありがとうございます。

片桐会長 ほかにございますか。

委員 今検討しているのは、地域別の構想プランですよ。今説明していただいたんですけども、それぞれの項目について貴重な意見が具体的に出ていますよね。このまとめ方とすると、児玉主任が最後にまとめたような立派な文面でまとめられるんですか。

児玉主任 これはですね、皆さんからいただいたご意見たくさんありますけれど

も、これ全部そっくりそのままマスタープランに書くとスペースの問題とかいろいろあるので、いろいろ例えば3点ある意見とすると、その要点はこういうことですねというものを太字で書かせていただいたという部分です。マスタープランに最終的にどういう表現にするかというのは、これから3回目とか4回目とか最終的に来年5回目とありますけれども、そういう中で検討しまして最終的にどういう表現にするかというのは決めて行きます。

委員 ただ心配なのが、それぞれの地域でこういった会議で意見を述べてそれを集約すると思うんです。これでいくと、立派な言葉も、どの地域もみな同じになっちゃうと思うんですよ。たぶんそうだと思います。したがって、この用紙であるけれども、身近に感じるような言葉で表現していったほうが丸子地域としても地域の構想として具体性があるからいいと思うんです。

小相沢係長 最初に説明が不足していたかもしれませんが、確かに方針ですので書くと一行で終わってしまうことも考えられます。そのため、なるべく実現性の可能性のあるような事業、それから良い事業につきましては事業名を入れたり、地域名を入れるものは入れたりとか、検討をしながら、具体性をもったり身近に感じられるような記述ができればいいなと考えています。ただ、実施できそうだなという事業の選択につきましては、私どもだけでは判断できないですから、市のほうの調整会議でこの事業は載せたほうがいいじゃないかとか、こういった名前がいいんじゃないかというようなことを決めさせていただきます。今委員が言われたようなことは十分考えていますからよろしくお願いします。

委員 希望ですが、今日の地域協議会の中の項目の一つとして報告を聞いて、聞きっぱなしで何か意見というような形でやるんだけど、都市マスタープラン一つに絞って、1時30分から3時か4時頃まで徹底的にやるってしないと、何か聞きっぱなし、言っぱなしみたいな話しになってしまっただけで、もっとじっくり腰を落ち着けて題目一つにして、例えばマスタープランについていろいろ意見が出てきた、さっき委員さんが言われるように、奇麗事ばかり書いてあるじゃないかこれについてももう少しきちんと具体的にどうなんだという話しをこういうところでまとめていくべきじゃないかなと思います。

片桐会長 いいですか。それでは皆さんから貴重な意見をいただきました。あのまた先ほど委員から指摘がありましたように、この地域の中で一番重要と考えることとか大切にしていきたい場所等もう少し皆さんで地域の特色を活かした地域別構想として皆さんで意見を出していただければと思ひまして、都市マスタープランの説明はこのへんで終了させていただきたいと思ひます。ここで休憩をとりたいと思ひます。

佐藤課長 都市マスタープランはまだあと2回か3回ありますので、意見はまとめておいていただければと思ひます。

(2) 地域振興事業基金の活用について

- ・公民館新築等補助金について
- ・丸子地域防犯灯電気料補助金の激変緩和措置について

片桐会長 それでは再開いたします。(2)地域振興事業基金の活用について、まず公民館新築等補助金について、佐藤課長お願いいたします

佐藤課長 お手元にお配りしてあります「新上田市合併に伴う公民館新築等補助金の調整について」という資料をご覧くださいと思ひます。報告事項の中で

説明をさせていただきました地域予算に基づく具体的な事業づけとして今日提案するものでございます。その中でも説明させていただいたわけなんですけれども、まだ方針が案という段階で止まっています。しかしながら 20 年度に向けては予算協議と同時にこれを進めなければいけないという背景がございますので、地域協議会のご意見を伺っていきたくてこういう趣旨で今日これを議案として上げさせていただいてあります。まず公民館関係でございます。そこのお手元の資料をご覧いただきたいと思います。現在の状況について書かれているわけなんですけれども、合併協議の中で、平成 20 年度までは旧市町村の補助内容を適用しようということになっております。すでに合併前に事業予定のある事業についてそれぞれの市町村の補助内容をもって公民館の新築あるいは改築についての補助を申し上げようということでございます。一番上にありますけれども「旧丸子町は、公民館新築等補助額は他の市町村より優位な条件で補助をしていたが、合併後 3 年は現行のとおりとし、新市において補助金交付基準の統一を図るとの調整結果が出ている」ということでございます。1 つ飛んで 2 番目のところに 3 年後ということを確認に平成 21 年 3 月 31 日までの新築あるいは改築だと規定されています。その真ん中のところに旧丸子町の補助率が書かれてございます。新築について区の指定した公民館、あるいは指定以外の公民館、区で持っている区外の集会施設についてそれぞれの補助率を書いてございますし、改築・修繕について区が指定した公民館、指定以外の公民館、要するに基幹的な公民館とそれ以外の公民館ということでございますけれども、それに対しての補助限度額と補助率を掲示しているところでございます。平成 20 年度に今まで目論見等で区からの要望として上がっていますのは、そこにあります改築・修繕工事。それから新築工事でございます。事業費につきましては、区のほうでそれぞれ見積もっています事業費の総額を上げています。一番上の高梨公民館については、20 万円をかけて公民館の出入口の改修、北側屋根の改修をしたいという事業内容でございます。そんなようなことで下まで見ておいていただきたいと思います。また新築南方公民館でございますけれども、事業内容全くの新築ということになりました、面積も先ほどの指定した公民館の 250 ㎡以上ということで、おそらく 6,000 万円以上の工事になるかと思えます。そうすると限度額 4,000 万円の補助が必要になってくるということでございますけれども、こういったものについて先ほどの地域予算の中で 20 年度対応してまいりたいと思っているところでございます。この中身につきましては、持寄基金で積立てた基金を原資としての補助事業ということになってきますので、これについて説明させていただきました。ご意見等いただきながら進めて行くということになっていきますので、よろしく願います。

片桐会長 それでは今説明していただきましたけれども、ご意見ございますでしょうか。

委員 指定した公民館と指定以外の公民館という定義をご説明願いたいと思います。

佐藤課長 区で基幹になる公民館、例えば中丸子でいうと区の中に組の施設がありますが、そういうのではなく、区の基幹的な公民館というものが指定したという言い方になっています。それで 250 ㎡以上か以下であるかによって 4,000 万円になるか 2,000 万円になるかに分かれるということなので 1 か所、区で指定した公民館ということなんです。

委員 わかりました。それからここにバリアフリー化はうたっていないですが、今の時代の要望として非常にそういう声がかんたん大きくなっていますが、バリアフリー化は今まで旧丸子町の場合はありましたね。上田市に統一されるといふ21年度以降はバリアフリー化に関してはどんな方向で進むのでしょうか。

佐藤課長 もちろんバリアフリーは大切なことで、公共施設はやらなければいけないことになっていきますので、それも含めまして下水道による水洗化も含めたものになるんじゃないかと思っています。

委員 あと耐震構造ですね。昭和56年以前の建物については耐震化が必要であるということですが、それを2分の1というような補助率で適用されるんですか。

佐藤課長 20年度以降の統一した基準の中でやはり今指摘のありました耐震の問題が大きな問題になってきております。したがってその問題について額とか補助率とかそういったものはまだ詰められないでいます。実態として古い公民館はほとんど駄目なんだろうし、それも集会施設として維持していくうえでも問題もありますし、そういう前提がありますので、まだ統一基準が決められていないです。20年度中に決める必要がありますけれども、まだそういうことがありますというぐらいの話で、どうしようというふうにはなっておりません。

片桐会長 ほかにございますでしょうか。

委員 今の耐震化の問題。集会施設は避難所になっていますよね。そうすると、やっぱりこれは早くやらなければまずいのかなという気がします。どうなんだという調査と、これは人命にかかわることですので、ぜひこの中でも早くやるようなことを推進していかないとまずいと思います。

佐藤課長 そのとおりだと思います。地区公民館だけでなく、保育園とか学校、それぞれが避難場所になったり、今回、広域避難場所として指定させていただいた施設についても耐震大丈夫なのかそういうこともあるわけなんですけれども、耐震だけでなく豪雨災害とかいろんな災害があるわけなんですけれども、そういったものを視野に入れながら、どういう対応が必要かということを検討していくという段階で、20年度中は統一基準を検討していきたいと思います。

片桐会長 続きまして、「丸子地域防犯灯電気料補助金の激変緩和措置について」市民生活課の柳澤課長より説明をお願いします。

市民生活課・柳澤課長 資料4をご覧になっていただきたいと思います。「新上田市合併に伴う防犯灯関係補助金の統一化に係わる自治会との調整状況と今後の方針について」ということで、1につきましては「自治会との調整状況」が書かれております。新上田市としましては、平成20年度から統一して実施するという方向に決定しております。このことによって自治会、区におきまして、丸子地域の場合だけが防犯灯の電気料が区に大きな負担が生じるということであり、合併調整方針はどうだったのか「合併時は現行どおりとし、合併後3年以内に調整する。」ということでしたが、その3年の範囲を新上田市では17年度も入れられてしまいました。17、18、19で終わりなんだよと。ま3月6日に合併しましたから、26日間これを1年と勘定されたわけであり、具体的な調整内容としましてはどういった形なのかということで、（防犯灯電気料補助）にございます。旧丸子町、丸子地域におきましては防犯灯は非常に明るい町という10分10、100%行政が負担をしておりました。調整方針はどうかということでございますが、補助率2分の1以内であります。電気料は区が半分負担し行政が半分負担するんですよという方向になりました。また については防犯

灯設置等補助についてはいかがなものかなということで書かれております。現行丸子地域ですと、10分の10以内ということで4万円を限度に設置費についても行政が負担をしている。新上田市においてはどうかというと、補助率2分の1以内で限度額が3万円だということで、1万5千円が限度ですね。それから修繕につきましてはどんな形かということで、補助率今まで丸子地域は2分の1以内で限度額が2万円ということでございました。上田市においては、補助はなしということでした。これが20年の4月1日から実施されるわけでありまして。各地域の状況もお聞きいただきたいと思います。上田地域は今までの延長でございます。丸子地域は先ほども申しましたが、防犯灯電気料に対して全額補助をしてきた経過がございます。2分の1の補助率になると、区に新たに大きな負担が増えるため懸念される声が上がっています。また、防犯灯関係補助金の統一化はやむを得ないけれども、激変緩和措置として1年間の準備期間を与えてほしいとの強い要望も、区長さんを通じて出ております。4つの地域が合併して上田市となりましたけれども、丸子以外は10分の10という地域はございませんでした。真田、武石地域はどうか。真田も武石も防犯灯電気料は補助制度がなかったために、すべて自治会、区で負担をしていたものですから、20年度からの施行には大賛成ということで、来年の4月から2分の1もらえるということで逆に喜んでいるという状況になっております。裏面をお願いしたいと思います。今後の方針ということで新上田市では、20年度から補助金の統一化をしていくということで、上田市防犯灯設置事業等補助金交付要綱を運用してまいります。ただ丸子地域にあっては、新補助金交付要綱の運用によって電気料金に対して新たな大きな負担が増えるようになります。市の予算は2分の1しかつきません。その緩和措置として、1年間の自治会財政準備期間を与えようということで、平成20年度に限って新たな自治会負担額について、地域振興事業基金から充当させていただきたいと考えています。下の表をご覧ください。防犯灯電気料補助金調整資料ということで、2番目の丸子地域というところをご覧ください。現在の防犯灯数2,063基今までは全額補助でした。総額でございますが474万6千円の2分の1の補助約237万3千円。概算で電気料が増えて500万円くらいになったとしても250万円くらい平成20年度に限り自治会負担分について地域振興基金を充当させていただきたいというのが今回の趣旨でございます。以上、防犯灯電気料補助金について内容を簡単に説明させていただきましたが、区長及び地域住民に対する激変緩和措置として上田市地域振興事業基金からの充当について皆様のご意見を聞かせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

片桐会長 ただいま説明をいただきました。ご意見ございますでしょうか。

(委員から「ありません」「いいですね」という声あり)

片桐会長 それでは、説明のとおりさせていただきたいと思っております。

(3)「地域まちづくり方針案・自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について

片桐会長 続きまして、「地域まちづくり方針案・自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について、佐藤課長の方から説明をしていただきます。

佐藤課長 前回、それぞれ部会に分かれて検討いただきました内容を第2班の協議内容ということで提案いただいき1班の皆さんもこれに賛同いただいた状況に

あります。これに基づきまして具体的に事業展開していきます。なおかつこれにつきましましては、地域予算を活用してやっていくということを説明してまいりましたけれども、具体的にそれではどういった手順で進めることになるのかということについて、こちらでまとめさせていただきました。資料5をご覧くださいと思います。テーマでございます。提案いただきましたテーマを使ってまして、「川に焦点を当て依田川・内村川・千曲川流域全体の自然や山、荒廃地など地域全体の自然環境の保全を目指し人々が共生できる地域づくりを目指します」ということにさせていただいています。若干文章の並びが変わっています。事業内容については から まで提案いただいた内容をそのまま使っているところがございます。次の「市民協働の役割」というところをご覧くださいと思います。それぞれがどんな役割をもってこの事業を進めるかということをご披露させていただきました。地域協議会とは何をやっていくかということです。「住民協働のまちづくりについて調査研究し、提案する」「市民協働実行組織の立上げ支援、連携」あくまで支援のほうの仕事をやっていくということでございます。具体的に市民の皆さんに何をお願いしていくかということにつきまして、「市民活動拠点に集う地域づくり実行組織を立上げ」「地域協議会の提案事業について、計画段階から実行まで、住民みんなの力を結集して住民協働を推進していく」ということです。行政でやる仕事として「住民活動拠点を設置」「住民協働の支援・調整」「地域予算の基づく予算要求・執行」ということが行政の役割として掲げてあります。事業の計画年度を次に掲げさせていただきました。今年度から20年度、それ以降に向けての実施内容ですけれども、それぞれ先ほどの役割に基づいて日程を掲げさせていただいています。地域協議会でやるべきこと、今年度の調査研究・提案に基づき20年度講演会とか勉強会、川にまつわる問題、里山にかかわる問題、それから住民協働にかかわる問題等、幅広く住民全体で勉強する必要があるのではないかとということで、講演会や勉強会をやったらどうか。それから実際に実行組織の立上げを支援していく。立ち上がった実行組織との連携をどうもっていくのか。そういった視点で地域協議会の任務があるのではないかと考えています。市民の皆さんにつきましましては、地域協議会の提案を受けて、実行組織をどう作りましょうかという市民の中での議論、地域協議会の設定する講演会、勉強会に参加いただいて自分のできること等の認識を深めていただいて活動に加わっていく、実践活動を展開していくというのが市民の皆さんに今後求めていく内容ではないかと思っています。地域自治センター・行政とすれば20年度予算要求をしてまいりたいと考えています。持寄基金あるいは新市造成基金等活用方法を考えていくわけですけれども、20年度においては実行組織を立ち上げ、「(仮称)わがまち元気いっぱいまちづくり事業」も活用しながら実行組織の足場の強化、方向性の検討・研究等をしていただくための予算を検討をさせていただき、21年度から23年度にソフト事業に、必要なものについてはハード事業も織り交ぜながら実施していこうと。ハードについては、持寄基金を取り崩しながらも実施すべき事業がありましたら活用していけたらという予算配分と年次計画を検討してみました。20年度の想定事業では、ハード事業で緑化施設の整備。アレチウリ除去だとかあるいは内村線の植栽をやったらどうかという話もございました。ソフト事業については、イベントを繰り返しながら川に親しむ、里山の活用の可能性を探るといったことを20年度中に組めたらと事務局としては考えています。以上、ご検討いただいた事業を具体化するため、こんなことを考

えていますのでよろしく申し上げます。

片桐会長 ただいま前回まで会議を重ねてきたものを事務局でまとめていただきまして今課長のほうから説明していただきました。このことにつきましてもし付け加えることがございましたらまたここは直したほうが良いということがございましたらこの際出していただければと思います。

委員 とても良いふうにまとめられたじゃないですか。こんなふうに1班2班合流の形で、せっかく2班の方々から出た依田川と内村川の基点、あそこを一つの核にして広げていくという考え方はどうですか。あそこに運動場もあるし体育館もある。その脇の三角州ですかそこを基点にして広げていくと、できるかどうかわからないけれど、今日は例えばアレチウリの整備だといったらみんなであそこへ集まってそれでまた分散していくぐらいの活力、まあ遠くの人達は大変だというふうになるかもしれないけれど運動がてら、そのぐらいの形で広げていくということも一つ。ただ統一日を決めて、この日はそれぞれ自分の近くのところでなくて、何か丸子の一つの核になるところを。とても良いふうにまとめていただいであると思うんで、そんな感じしました。

委員 私も同じでして、事務局久しぶりに良い仕事をしたなと思います。前向きな仕事をしてくれたなと感じております。お礼を申し上げます。その中でお聞きしたいのがこの名前です。リバーフロントというカタカナだとなかなか理解できない人が多いんで、このへんの発想の経緯をご説明いただいて、日本語にしてもらったほうがいいんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。リバーフロントという命名の経緯を。

片桐会長 あそこあの辺一体を「リバーフロントふれあいの杜」という名称になっていますもんですから、私も良くわかりませんが、おそらくそこらへんから名前を取ったんじゃないでしょうかね。

佐藤課長 文化会館を作るときに大きな起債を起すわけですが、その時に地域全体の構想の中で位置づけをしなければ起債の対象にはならないという国の方針がありまして、それで文化会館を含め、緑の道、体育館の整備、ふれあいステーションといった一帯をふれあいの杜という構想の中で、依田川沿いにあるということでリバーフロントというのが付いて、それが一つの事業名として残っています。

片桐会長 違う名前のほうが良いってということですか。

委員 いいえ、事務局の説明で理解いたしました。

片桐会長 ほかにございますか。案となっていますけれども、これでは行政のほうへ協議会として始めて提案をしたいと思います。きっと認めてもらえるのではないかと期待していいですし、その回答を見て我々地域協議会と行政側とどの程度信頼関係が構築できるのか見えてくるのではないかと期待しているところです。

(4) その他

片桐会長 そのほかございますか。ないようですので、以上で本日の議事を終了いたします。

5 その他

片桐会長 その他で事務局。

中村主査 次回の地域協議会の日程の提案。11月21日(水曜日)場所は「講堂」

でお願いします。12月19日の予定。11月10日午前10時から12時まで「依田川ウォーキング講座」を開催。現在20人ほど参加予定。先ほどの依田川リバーフロント計画にも沿ってくるような内容。当日参加で結構ですので、ぜひ参加をお願いします。11月15日(木)午後7時30分から9時まで「市長お気軽ミーティング」が丸子文化会館小ホールで開催。市長が直接地域に出向き、市民の皆さんと気軽に意見交換を行う予定。それぞれの団体にもご案内をしているところですが、委員の皆さんにもご参加いただきたいと思います。また地域の皆さんからのご意見も聴いていただきたいと思います。

片桐会長 次回の開催は事務局の案のとおり、11月21日(水曜日)午後1時30分から場所は「講堂」でお願いします。以上をもちまして本日の地域協議会を閉会といたします。ご苦労様でした。